

〈研究ノート〉

生活協同組合における福祉活動の役割

宮 崎 牧 子

社会福祉はノーマライゼーションを実現するために、社会福祉運動の新たな道をきりひらく必要がある。

すでに地域での様々な暮らしに関する取り組みを実現している生活協同組合運動が、社会福祉運動と手を結ぶことによって、下からの国民にとっての社会保障・社会福祉の要求をかちとる方向の契機となるのではないか。

本稿では、地域生活協同組合の福祉活動が、社会福祉において果たす役割について考察してみたい。

I. 生活協同組合と社会福祉

「社会福祉」を大別すれば、①目的概念的規定②実体概念的規定に二区分される^{註1}。

実体概念規定に基くならば、広義では社会福祉という名のもとに呼ばれている行為・制度・政策を総称する用法である。具体的には社会事業、社会保障と公共一般施策（住宅保障・教育保障・公衆衛生・医療保障等）と社会政策の労働者保護の部分を含めて用いられている。現代の国家政策は、これらの社会福祉としての主要な部分を包括している。

広義の社会福祉に関して一番ヶ瀬康子氏は、国家による制度・政策はもちろんのこと、それと同時に、そのもとにおける活動やボランタリーな活動を含むものであり、さらに社会福祉を創造する運動をも含むものと考えられている。

狭義では、社会福祉を社会福祉事業と、ほぼ同義に捉えてきた。「社会福祉とは国家扶助の適用

をうけているもの、身体障害者、児童、その他、援助育成を要するものが自立してその能力を發揮できるよう、必要な生活指導、更生指導、その他の援護育成を行うことを云う。」（1950年社会保障制度審議会が提出した「社会保障制度に関する勧告」）というのが、現在の社会福祉を規定する代表的なものであったためである。すなわち、社会福祉を「他助」として捉えられているということがいえよう。

さらに戦前からの救済の対象は、極貧者に限定した考え方をし、まして、社会事業が封建的な社会関係のもとで行なわれてきたことから、恩恵的な「施し」だったのである。この恩恵的な「施し」的傾向は、第二次大戦以降、現在においても国民の意識・行動の中に根強く残ったままになっている。

以上のように、我が国の場合には、社会福祉を狭義に社会福祉事業と同義に捉えてきたために、福祉は単なる恩恵的な活動としてのみ捉えられるがちである。

ところで社会福祉を明確にするには、まず福祉を単に主観的な心情としてではなく、主体的に人間らしく幸福に生きる権利の基盤・機会・条件であり、日常の暮らしの中での必要への努力であると捉える。もっと科学的に厳密にいえば、E・エンゲルの「日常生活欲求の充足状況」もある。そして社会福祉は、そういう必要に対して社会的に生まれた対応であり、「国家独占資本主義期において、労働者階級を中心とした国民無産大衆の生活問題に対する『生活権』保障としてあらわれ

た政策のひとつであり、他の諸政策とりわけ社会保障（狭義）と関連しながら、個別的にまた対面集団における貨幣・現物・サービスの分配を実施あるいは促進する組織的処置^②なのである。

前述したような社会福祉を広義に捉えていくと同時に、社会福祉を国民の権利としての意味を持つものたらしめるには、国民生活の状態さらに、ひとりひとりの生活課題から社会的視野を深めつつ、いかにその人にとってのより良い制度や方法をうみだしていくかに、取り組むことが極めて重要である。

さて、社会福祉が憲法25条に基づき、ノーマライゼーションを理念とし、地域福祉を展開していくならば、「共に生きる社会をつくること」が課題となる。そこにおいて、生活協同組合との関連が提出されてくるのである。

日本における生活協同組合（以下生協と略す。）は、1948年「消費生活協同組合法」の施行により、それに基づいた消費者の組織である。同法第1条の目的には、「この法律は国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする」となっている。つまり、組合員の生活の向上をめざし、さらに生活文化の創造的な展開を期するところの自発的な組織である。この生協運動は「共に生きるために互いの努力」を通じて、「共に生きる社会をつくること」なのであり、この点で福祉活動の本質と合致する。そこから福祉をめぐる自主的な「互助」活動が生まれてきているが、これは「自主福祉」とりわけ社会福祉運動（広義の社会福祉）であると考えられる。

イギリスにおいて、19世紀中葉にクリスチャン・ソーシャリストの支持のもとに相互扶助の運動が労働者の自主的な努力で拡がっていき、その1つに生活協同組合も位置づけられているのである^③。

スウェーデンについても^④、19世紀末から20世

紀にかけて、社会福祉の展開をうながしたものは、「相互扶助」の確立、発展を基軸・基盤においた消費協同組合であった。

このように福祉先進国であるイギリス、スウェーデンでは生活協同組合が社会福祉の歴史の中に、きちんと位置づけられていることからみて明らかに、社会福祉運動と生活協同組合運動は、その本質が同じであるといえよう。

II. 生活協同組合における福祉活動の現状

日本生活協同組合連合会第3次全国中期計画によれば、1980年代における生協の位置づけ並びに役割は、イ. 組合員のくらしと健康を守り創造的な生活文化をめざす、組合員自身の組織 ロ. 消費者運動の重要な担い手 ハ. 主婦を中心とした新しい住民組織 ニ. 平和と民主主義の担い手 ホ. 新たな流通の担い手 が掲げられている。

生協組合員は、暮らしに安全な商品づくり運動、家計活動から生活の合理化や科学化をすすめる運動、生活文化を高め健康や平和・環境を守る運動、そしてさらに「心豊かなくらしと地域社会の創造」を求めたまちづくり運動を展開してきたのである。こうして、生協の役割は消費生活に限定されることなく、生活全体とりわけ生活関係を高めるところに位置づけられるものだといえよう。

現在の都市生活は「孤独と疎外の大海上」^⑤であるからこそ「都市におけるむらづくり」^⑥として「協同組合地域社会」^⑦を実現するために、生協は積極的な福祉への取り組みが提起されてきたのであった。

このような流れの中、ここ数年、生協の福祉活動が活発化したわけだが、その先駆けは1983年灘神戸生協（現コープこうべ）の「くらしの助け合い活動」であった。この「助け合い活動」が各地で盛んになる一方で、それぞれの生協独自の福祉活動も展開され、取り組まれている。（ただし、

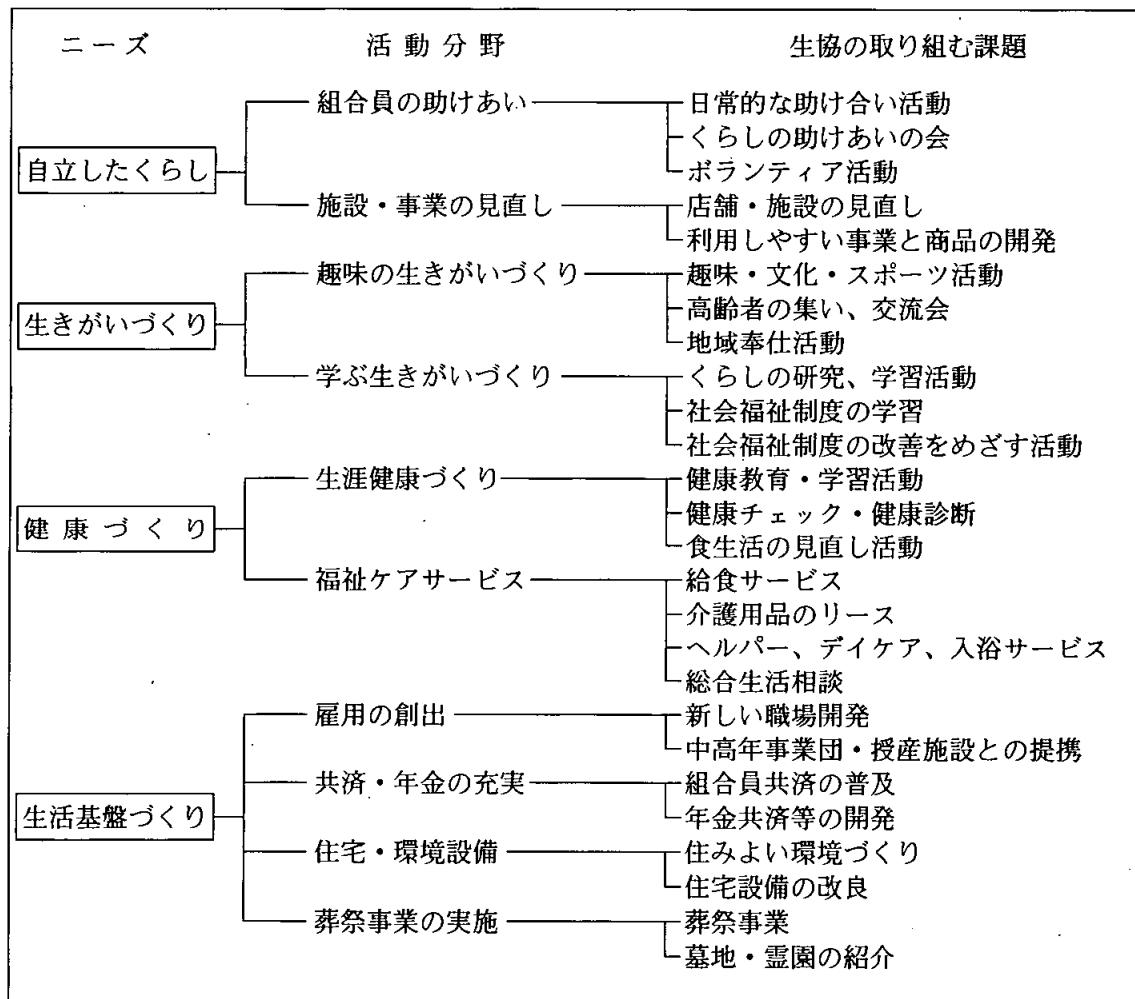
福祉活動は(財)生協総合研究所においてさえも、全部把握しきれていない。)

まず、日本生活協同組合連合会（以下日本生協連と略す）資料で生協の助けあい、福祉活動の活動分野と課題をみると、図1である。例えば「助け合い活動」は1985年9ヶ所、1986年10ヶ所（日本生協連資料）、1991年3月現在では25ヶ所（ワーカーズコープのコープかながわ、コープしづおかを含む）となり（財・生協総合研究所資料）、地域

的には四国・山陰を除き全国的な拡がりをみせている。

また、共同作業所全国連絡会調査（1990年12月）によると、生協と業務提携を行なっているのは28ヶ所、実習・雇用の受けいれは16ヶ所ある。授産施設・共同作業所等との交流・産直が8ヶ所（1985年日本生協連資料）であったことから比較すると急激に増加している。

図1 生協の助けあい・福祉活動の活動分野と課題



（日本生活協同組合連合会資料）

III. 生活協同組合における福祉活動の役割

第一に、下からの社会福祉の自主的な運動体としての役割もあるだろう。言い換えると、社会福祉運動を展開する上で重要な主体形成^{註6}が可能であり、「草の根」の社会福祉の運動体となりうることである。

例えば、「助け合い活動」のきっかけの一つに「永年住み続けた地域で手助けがあれば、自立した生活を続けられる」という声がある。他方では、永年生協活動を支えてきた組合員が高齢のために生協から脱退せざるを得ない面があるので、何とか生協活動から遠ざからないようにできないかということに対する取り組みでもあった。

また、視力障害者に対する生活援助の「福祉ひまわり会」活動（旧大阪しろきた市民生協）をみても、視力障害者が「生協に加入し、活動へ主体的に関わりたい」という主張が、きっかけであった。このように、地域住民の協同・互助を自発的に組織していく生協理念が組合員の中に根づいていくことが基盤となる。問題意識を持った人、問題に直面した人が連帯していく基盤とその条件があると考えられる。

第二には、公的な社会保障・社会福祉の水準を高めるべき「もの申す」活動が展開できる点である。これは、生協活動が組合員の出資金で運営されるからである。福祉活動の場合も組合員の出資金あるいは組合員に剩余金を還元する事業として行なうことが可能となる。生協で福祉活動を行なう場合、自治体から財政的援助を受けずに活動ができるからこそ、行政に積極的に「もの申す」存在が期待できる。

なぜ、このことが重要かというと、政府や自治体の社会保障・社会福祉政策が1980年代以降後退する中で、民間の社会福祉は措置費や助成金によって運営されるために、やはり後退を余儀なくされ

る。国や自治体は「金を出すから、口も出す」という姿勢を強くとり、民間社会福祉の領域では、必ずしもやりたい取り組みができるかというと、そうではない。一方、生協運動の足どりには、生ワクチン（小児マヒ）、安全食品づくり、灯油裁判等々の公的機関への「もの申す」力量と実績を有している。

しかし他方では次の問題点が存する。それは福祉サービス供給主体の多様化政策の一つとして、捉え込まれてもおり、生協の福祉活動の位置づけがこの点からも検討される必要がある。

厚生省社会局生活課「生協による福祉サービスのあり方に関する研究会」（座長 京極高宣 日本社会事業大学教授 1988年11月設置）の「生協による福祉サービスのあり方に関する研究会報告書」（1989年6月）によれば、生協をシルバービジネスに対する「カウンターパワー」という側面で表現しているながらも、有償福祉やシルバービジネスを推進する一端を担わされる危惧もぬぐうことはできない。

また、生協の相互扶助による互助組織の活動が、ともすれば「日本型福祉社会」政策の自助努力と同一に捉えられかねない点も指摘される。

したがって、公的な社会福祉の「肩代わり」ではないということを明確にする必要がある。しかも、公的な福祉制度に対してプライヴァタイゼイションを導入し攻撃する状況（「新自由主義」「新保守主義」の立場から）においては、社会的連帯を破壊している^{註7}のであるから、「協同の取り組みによって、連帯と民主主義、社会的視野を取り戻すこと」^{註8}は困難な課題ではあるが、それだけに重要なっているのである。

第三は、公的社会福祉サービスはとくに柔軟性に欠け、しかも充分に行きとどかず優先順位や所得制限等が設けられている。その網の目からもれる人々が、日常生活の中で援助を必要としている

わけである。いま助けが必要である人に対する援助を行なえる即応性を用い、福祉を創造する力を発揮できる力量を生協の福祉活動は持ち得るのではないだろうか^{註9}。

第四は、子どもから高齢者までが対象となる生活問題に取り組めることである^{註10}。我が国では、ノーマライゼーションの浸透がいまだにないことと、縦割り行政組織に依って、とかく対象者別の援助になる。これに対して、生協の福祉活動は地域に住む組合員が必要とする援助を連帯や助け合いによって行ない得る。このことは、国民の福祉に対する関心を高める啓発的視点からも、とても重要である。

第五には、「平和なくして福祉はありえない」と言われているように、生協運動が平和運動に力を注いでおり、かつ社会福祉運動も行なうこととは、必然のことである。そして「草の根」の民主主義と連帯の思想を実現すべく運動を展開していること、これらは社会福祉を発展させ「福祉社会づくり」の上で、ひじょうに重要でありそれへの可能性を有する。

^{註1}

一番ヶ瀬康子・真田是編『社会福祉論』有斐閣
双書 1968年 P.3・4

^{註2}

前掲書 P.12

^{註3}

前掲書 P.23

^{註4}

一番ヶ瀬康子「欧米における社会福祉の現代的展開と日本ースウェーデンに視点をあててー」嶋田啓一郎編『社会福祉の思想と理論』ミネルヴァ書房 1980年 P.119

^{註5}

日本生活協同組合連合会『西暦2000年における協同組合』日生協発行 1980年

ICA(International Co-operative Alliance=国際協同組合同盟。1895年ロンドンに設立された国際民間組織。)が、西暦2000年における協同組合の役割としてあげている。

^{註6}

高島進「協同を基礎とする福祉」『生活協同組合研究』1992・3 (財) 生協総合研究所 P.27

「1980年制定、1982年に施行された社会サービス法は社会福祉サービスを国民の権利として保障する責任を基礎的地方自治体コムューンに責任を課した、今日のスウェーデンの福祉制度の基本法であるが、その価値観も生協関係者は生協運動が提供したものと自負している。」

^{註7}

資本主義のもとでは、生産の社会化に対応して生活の社会化がおし進められる。その第一の最も基本的な方向が営利企業の活動により、生活の大きな部分に「商品化」が浸透する。これに対して協同によって生活防衛をする「協同化」が第二の方向となる。

^{註8}

前掲注6 P.28

^{註9}

佐藤進『世界の高齢者福祉政策』一粒社1989年
P.394

「灘市民生活協同組合や、秋田市民生活協同組合、大阪府千里山協同組合などは、……公的な対人的な高齢者社会福祉サービスの供給の限界の中で……介助、援護サービスの提供などを試みていることも注目に値するのである。」

^{註10}

1)福祉にかかる学習会・講演会たとえば、福祉マップ作り 2)生協独自でボランティア活動をや

る、たとえば視力障害者への料理教室 3)自治体や福祉団体のボランティア活動に参加
4)くらしの助け合い活動として老人世帯や障害者世帯の家事援助などに生協で組織的にとりくんでいるもの 5)独居老人への食事や入浴サービスを生協として行う、たとえばふれあい食事の会 6)授産施設、障害者作業所等との交流・産直、たとえば障害者の雇用と職業訓練の場の提供、共同作業所の製品販売と組合員交流の場の施設 7)共済事業 8)ユニセフ活動 9)その他には、独居老人、老夫婦世帯、身体の不自由な人、家族が病気の人にもカタログで生鮮食品週一回宅配し声かけをするふれあい便、あるいは子育て交流会など